

## みずほ銀行グローバルインフォシス9月号

### 「インド会社法CSRその2 ～CSR活動と認められる為には」

執筆 ゼバック・コーリー、ZEUS法律事務所パートナー

監修 榎 泰邦、サン・アンド・サンズ・コンサルタンツ社長

今回は、「2013年新会社法」におけるCSR規定の枠組みを紹介した。今回は、その実践編として、如何なる活動がCSRとして認められるかをゼバック・コーリー氏のノートに基づき具体的に論じてみたい。

#### 1 「会社法2013」付表VII

本年4月に発効した付表VIIは、以下の10項目に分類してCSR活動分野を記載している。単なるフィランソピーの枠を超えて、企業の社会貢献として常識的に考えられる殆どの活動を網羅している。

- ① 飢餓撲滅、予防的保健の促進、飲料水の供給
- ② 教育普及、職業訓練の促進
- ③ 婦人の地位向上、孤児・婦女子・高齢者のためのホームを設立、弱者救済
- ④ 環境保全、生態系バランスの維持、天然資源の保全、土壌・大気・水の質の維持
- ⑤ 国家遺産、芸術・文化の保護、図書館設立、伝統芸能・工芸の発展
- ⑥ 退職軍人および戦争寡婦とその扶養家族への便宜付与
- ⑦ 各種スポーツ増進のための訓練（パラリンピック、オリンピック、農村スポーツ等）
- ⑧ 首相国家救済基金および社会経済発展のために中央政府が設立した基金への寄付
- ⑨ 政府認定の学術機関・技術インキューベーターへの寄付
- ⑩ 農村開発プロジェクト

加えて、企業省は、最近になって、付表VIIの対象分野に該当するか否かは、CSRの本旨に則って柔軟に解釈すべき旨を明らかにしており、個々の活動が間接的であっても付表VII記載分野に関係づけられる場合には、CSR活動として認められる公算が大きい。

#### 地理的制限)

会社法第135条により、インドの領域外でなされるCSR活動は、本法の下での「CSR活動」とはみなされない。更に、同条但書は、企業は、CSR活動資金の支出にあたって当該企業が操業する地方ないし周辺地域向けを優先すべしと規定している。

#### 2 CSRを構成しない活動

付表VIIが幅広い分野を対象とし、かつ柔軟な解釈を旨としているとは言っても、当然のことながら付表VII外の活動は、CSR活動とは認定されない。例えば、以下のような活動や資金支出は、明確にCSR適格性を欠くものとされている。

- ① 企業の通常ビジネスに属する活動
- ② 当該企業の社員およびその家族だけに裨益する活動やプロジェクト
- ③ 直接、間接を問わず政党への寄付
- ④ マラソン大会、授賞、慈善寄付など単発的なイベント（プロジェクトやプログラム形態の継続的な活動であることが必要。）

### 3. CSR実施手段

企業のCSR活動の実施手段としては、以下の通り様々な形がありうる。

- a. 信託基金
- b. 社団
- c. 会社法人 当該企業設立の特定会社、持ち株会社、子会社などの関連会社)

#### 実績記録の保存)

企業が、直接の支配下でない外部の信託基金／社団／会社を通じてCSR活動を実施する場合には、当該実施機関は、CSR活動実績を有し、かつ過去3年間の実績記録を整備していることが必要とされる。当該企業が、直接設立、ないし直接支配下に置く信託基金／社団／会社がCSR活動を実施する場合には、実績の有無は問われない。

#### 自社社員のCSR能力育成)

企業は、最低3会計年度のCSR実績記録を有する機関を通じて、自社社員およびCSR実施機関人員を対象として、CSR活動能力の育成をCSR予算支出の一部として行うことが出来る。但し、そのための費用は当該会計年度におけるCSR支出総額の5%を超えてはならない。

#### 寄付)

専らCSR活動実施のために創設され、或は付表VII記載のCSR活動分野に直接関わる目的のために設置された信託基金／社団／会社の基本財産に対する寄付は、CSR支出として認められる。他方、CSRを専らとせず、付表VII以外にも及び複数の目的を有する信託基金／社団／会社に対する寄付は、収入支出に係る全ての資金の出し入れにつき会計記録が整備され、CSR部分が特定できる状況にない限り、CSR支出とは認められない。

#### 協働CSR活動)

単一事業としての活動以外でも、複数の企業がそれぞれのCSR義務を果たすために、協働してCSR活動を実施することが出来る。但し、各企業のCSR委員会が、CSR活動につき個別に報告する体制を整える必要がある。協働CSRを定めた立法趣旨は、単独の企業では達成が困難な大規模で資金需要が大きく、かつ継続的な取り組みを必要とするようなCSR活動への取り組み想定したものと考えられる。

#### 協働活動の活用可能性)

複数企業による協働CSR活動については、様々な活用方法が考えられ、使い方によっては関係者すべてがWin-Winの関係になりうる。一例として、以下のケースを紹介したい。

医療機器を製造するX社と救急車を製造するY社が、相互に全く独立した企業同士であるが、ともに付表VIIの地域医療向上に資するCSR活動実施に関心を有していると想定しよう。この目的のために、X社とY社が相互協力して、Xが救急車をYから購入し、他方YはXから医療機器を購入し、ともにこれを地域のZ病院に寄贈したとしよう。この場合、XとYが、寄贈目的で相互に救急車と医療機器を購入する行為はCSR活動とみなされる。同時に、XとYがお互いに医療機器と救急車を販売し、代金を受領する行為はビジネス活動に他ならない。このような協働作業は、XとYは、CSR活動を遂行しつつ、同時にビジネスを通じて利益を挙げ、他方でZ病院は救急車と医療機器の寄贈を受け、また地域住民は地域医療のレベルアップによって裨益するという意味で、全ての関係者が恩恵を受けることになる。

もっとも、このような協働作業がCSRの趣旨に合致するためには、外部を納得させるだけの配慮も必要である。例えば、XとYは、ともに取引を公明正大に執り行い、市場価格で競争的な条件で売買が行われるよう担保する必要がある。また、XとYは、地域病院Zが無償供与による恩恵を患者に還元するよう確保する必要がある。

(2014.9. 8記)